

## 京都BCPの推進に係る京都府と各経済団体との連携について (申し合わせ)

### 1 趣旨

大規模災害発生時において、企業が、被害を最小限にとどめ、事業を継続することができる体制を整備し、もって京都全体の活力を維持・向上させるため、平常時から個別企業BCPの策定促進及び連携型BCPの推進を図るとともに、災害時には京都府と各経済団体間で情報共有を図ることとする。

### 2 当事者

「経済団体」とは次のとおりとする。

- 京都府商工会議所連合会      ○ 京都府商工会連合会      ○ 一般社団法人京都経済同友会
- 公益社団法人京都工業会      ○ 京都府中小企業団体中央会

### 3 申し合わせの概要

#### (1) 平常時の取組

##### ① 個別企業BCP策定・運用支援の推進

- ・「京都企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」結果を踏まえ、京都府と各経済団体は連携して、個別企業のBCP策定や運用について啓発、支援する。

例) セミナーの開催、専門家の派遣、メールマガジンや広報誌による啓発

##### ② 連携型BCPの推進

- ・京都府と各経済団体は連携して、連携型BCPを推進する特定の業界団体や地域をモデル的に選定するよう努めるとともに、連携型BCPの策定や運用について啓発、支援する。

#### (2) 災害時の対応

##### ① 京都府災害対策本部企業情報窓口による情報提供

- ・京都府は、災害対策本部に企業情報窓口を設置・運営し、災害時の各種の情報提供をする。
- ・各経済団体は、災害対策本部にリエゾンを派遣した場合は、可能な範囲で企業情報窓口の運営に協力する。(緊急融資等の相談対応等)

##### ② 大規模災害発生時における情報収集等の強化

- ・各経済団体は、大規模災害発生時において企業情報窓口からの情報提供だけでは不十分なときは、各経済団体の判断により、必要に応じて京都府災害対策本部にリエゾン(情報連絡員)を派遣し、被災状況や災害対応状況等について情報収集することができる。
- ・各経済団体は、企業の被災状況について京都府災害対策本部に情報提供することができる。

#### 【参考】 京都府地域防災計画

- ◆一般対策計画編
  - 第3編 災害応急対策計画
    - 第1章 災害対策本部等運用計画
      - 第11節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口
- ◆震災対策計画編
  - 第3編 災害応急対策計画
    - 第1章 災害応急対策の活動体制
      - 第5節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。